	愛媛県県税賦課徴収条例及び愛媛県森林環境税条例の一部を改正する条例
件名	(専決処分の承認)
主 管 課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律 (平成20年法律第21号。平成20年4月30日公布、平成20年4月1日施行。)
内容	上記法律の公布に伴い、条例の一部を改正する。 【改正の概要】 1 法人県民税(平成20年4月1日から適用) (1) 人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税とする。 (2) 人格のない社団等、公益法人等など資本金の額又は出資金の額を有しない法人について、均等割を課す場合には、最低税率を適用すること。 2 不動産取得税(平成20年4月1日から適用) (1) 新築家屋を主地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から6月を経過した日とする規定について、対象から独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構等を除外する。 (2) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を平成22年3月31日まで延長する。 (3) 独立行政法人録資源機構の廃止に伴い、所要の措置を講じる。 3 自動車税(平成20年4月1日から適用)「自動車税のグリーン化」について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2年延長する。 (公布の日の翌日(平成20年5月1日)から適用) (2) 自動車取得税の低燃費車特例について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、2年延長する。(平成20年4月1日から適用) (3) 平成 21 年排出ガス規制に適合するディーゼル乗用車に係る税率の軽減措置を創設する。(平成20年4月1日から適用) (4) 環境性能に優れた大型ディーゼル自動車に係る特別措置について、軽減対象を見直した上で、2年延長する。(平成20年4月1日から適用) (5) 軽油引取税(公布の日の翌日(平成20年4月1日から適用) 軽部引取税(公布の日の翌日(平成20年4月1日から適用) 軽部引取税(公布の日の翌日(平成20年4月1日から適用) 軽部引取税(公布の日の翌日(平成20年4月1日から適用) 軽部引取税(平成20年4月1日から適用) 長数は長後荷が関本の学録に係る被率を2分の1とする特別措置等を平成20年4月1日から適用財限を10年延長する。 第2年は規定する対象県財務援負が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特別措置等を平成20年4月1日から海財財措置に関する法律に規定する対象県財務援負が受ける狩猟者の登録に係る税率を2分の1とする特別措置等を平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に受ける登録に限り講じる。
施 行 日	平成 20 年 4 月 30 日